

○四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則

平成14年2月12日

規則第1号

改正 平成16年3月31日規則第15号

平成16年5月19日規則第27号

平成16年12月17日規則第39号

平成17年3月4日規則第3号

平成20年9月2日規則第31号

平成20年11月25日規則第35号

平成22年3月30日規則第8号

平成23年9月30日規則第38号

平成24年3月30日規則第2号

平成25年3月28日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成14年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(周辺関係者への事前説明等)

第1条の2 条例第3条第5項の規則で定める周辺関係者は、次に掲げる者とする。

(1) 特定事業区域から300メートルの区域内に居住する者

(2) 特定事業区域の地区の区長又は自治会長

2 条例第3条第5項に規定する事前説明は、説明会の開催によるものとする。

3 事業者(特定事業を行う者に限る。次項において同じ。)は、周辺関係者に対して前項の説明会の開催の周知に特に努めなければならない。

4 事業者は、説明会が終了したときは、直ちに、出席者名簿及び会議録を作成するものとする。

(平20規則31・追加)

(安全基準)

第2条 条例第6条の安全基準は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

(平20規則31・一部改正)

(公共的団体の範囲)

第3条 条例第9条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - (2) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社
 - (3) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社
 - (4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
 - (5) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区
 - (6) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
 - (7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者
- 2 前項第7号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項第7号の規定により認定をしたときは公共的団体認定通知書(様式第2号)により、認定しないときはその旨を書面により当該認定を申請したものに通知するものとする。

(平16規則15・平16規則27・平20規則31・平23規則38・一部改正)

(許可の適用除外)

第3条の2 条例第9条第3号の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

(1) 宅地内の雨水を排除するため、現に自ら居住の用に供している土地に土砂等を盛土する事業

(2) 自らの耕作の用に供するため、従前の作土と同等以上の土砂等を用いて、農地の改善を行う事業(客土行為)

(平20規則31・追加)

(許可の適用除外届出)

第3条の3 条例第9条各号に掲げる特定事業を行おうとする者は、特定事業許可適用除外届出書(様式第2号の2)を市長に提出しなければならない。

(平20規則31・追加)

(土地所有者等の同意等)

第3条の4 条例第9条の2第1項(条例第12条第1項及び条例第20条の3第1項において準用する場合を含む。)の規定による同意は、条例第9条の許可の申請が、条例第10条第1項の規定によるものである場合にあつては特定事業区域内土地使用同意書(様式第2号の3)により、同条第2項の規定によるものである場合にあつては特定事業(一時たい積特定事業)区域内土地使用同意書(様式第2号の4)によらなければならない。

2 前項の特定事業区域内土地使用同意書及び特定事業(一時たい積特定事業)区域内土地使用同意書には、土地の所有者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書(土地の所有者が法人(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定による市町村長の認可を受けた地縁による団体を除く。)である場合にあつては、代表者の印鑑の証明書であつて登記所が発行したもの。以下同じ。)を添付しなければならない。

3 条例第9条の2第2項(条例第12条第1項及び条例第20条の3第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者は、特定事業区域内の土地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権を有するものとする。

- 4 条例第9条の2第2項の規定による同意は、特定事業区域内施工同意書(様式第2号の5)によらなければならない。
- 5 条例第9条の2第2項の規定による隣接する土地の所有者の承諾は、隣接土地所有者承諾書(様式第2号の6)によらなければならない。
- 6 条例第9条の2第2項(条例第12条第1項において準用する場合を含む。)の規定による近隣の住民の承諾は、近隣住民承諾書(様式第2号の7)及び世帯数調査書(様式第2号の8)によらなければならない。
- 7 前項の規定による近隣の住民の承諾は、特定事業区域から300メートル以内の区域に居住する世帯の10分の8以上の世帯主から得るものとする。
- 8 条例第9条の2第3項の規則で定めるものは、別表第2に掲げる行為とする。

(平20規則31・追加)

(事前協議)

第3条の5 条例第9条の3に規定する協議は、申請者が条例第9条の規定により許可を受けようとする場合にあっては特定事業計画書(様式第2号の9)に、条例第12条第1項の規定により許可を受けようとする場合にあっては特定事業変更計画書(様式第2号の10)に、次に掲げる書類及び図面(条例第12条第1項の許可を受けようとする場合にあっては、変更に係るものに限る。)を添付して市長に正副各1部提出することにより行わなければならない。

- (1) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (2) 特定事業区域の実測求積図
- (3) 特定事業場の現況平面図及び断面図
- (4) 特定事業場の計画平面図及び断面図
- (5) 特定事業場の土地の登記事項証明書
- (6) 特定事業場及びその周辺の土地に係る公図の写しで、それらの土地の所有者名を記載したもの
- (7) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
- (8) 調整池の平面図、断面図及び構造図
- (9) 放流先水路の流域図及び断面図
- (10) 流量計算書
- (11) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項を記載した書類

(12) 特定事業場への土砂等の搬入経路図

(13) 住民説明会の計画書

(14) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

2 市長は、条例第9条の3に規定する協議が成立したときは、特定事業事前協議済書(様式第2号の11)を申請者に交付するものとする。

(平20規則31・追加)

(許可の申請)

第4条 条例第10条第1項に規定する申請書は、特定事業許可申請書(様式第3号)とする。

2 条例第10条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

(1) 住民票の写し(法人にあっては、法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書

(2) 申請者が条例第11条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面(様式第3号の2)

(3) 申請者が条例第11条第1項第1号カに規定する未成年者(以下「未成年者」という。)である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書及び役員(条例第11条第1項第1号イに規定する役員をいう。以下同じ。)の住民票の写し)

(4) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し

(5) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し

(6) 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し

(7) 特定事業場の位置図及び付近の見取図

(8) 特定事業区域の実測求積図

(9) 特定事業場の平面図及び断面図(特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。)

(10) 特定事業区域の平面図及び断面図(特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。)

(11) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し

(12) 特定事業区域の土地の公図の写し

- (13) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
 - (14) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した計算書
 - (15) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書
 - (16) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
 - (17) 特定事業が別表第2に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
 - (18) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第7項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（様式第4号）及び地質分析（濃度）結果証明書（様式第5号。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）
 - (19) 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書
 - (20) 特定事業区域の排水計画図
 - (21) 特定事業に使用される土砂等の搬入経路図
 - (22) 農地転用が必要な場合にあっては、許可申請書の写し
 - (23) 埋蔵文化財の所在の有無に関する書類
 - (24) 特定事業区域内に道路又は水路がある場合にあっては、占用許可書等の写し
 - (25) 現場責任者であることを証する書面
 - (26) 第1条の2第2項の規定による説明会の結果を記載した住民説明会報告書（様式第5号の2）
 - (27) 第3条の4第1項に規定する特定事業区域内土地使用同意書及びこれに添付された印鑑登録証明書並びに同条第4項に規定する特定事業区域内施工同意書
 - (28) 第3条の4第5項に規定する隣接土地所有者承諾書並びに同条第6項に規定する近隣住民承諾書及び世帯数調査書
 - (29) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
- 3 条例第10条第1項第11号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、名称、代表者の氏名、役員の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 申請者が法人である場合にあつては、その役員の氏名
 - (3) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の氏名
 - (4) 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名
- 4 条例第10条第2項に規定する申請書は、特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書（様式第6号）とする。
- 5 条例第10条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。
- (1) 第2項第1号から第6号までに掲げる書類
 - (2) 第2項第7号、第8号、第11号から第17号まで、第19号から第26号まで及び第28号に掲げる書類及び図面
 - (3) 特定事業場の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）
 - (4) 特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）
 - (5) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図
 - (6) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあつては、第2項第18号に掲げる書類及び図面
 - (7) 第3条の4第1項に規定する特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書及びこれに添付された印鑑登録証明書並びに同条第4項に規定する特定事業区域内施工同意書
 - (8) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
- 6 条例第10条第2項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、名称、代表者の氏名、役員の氏名及び主たる事務所

の所在地)

- (2) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名
- (3) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名
- (4) 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名
- (5) 特定事業の期間

7 第2項第18項及び第5項第6号の特定事業区域の表土の地質検査は、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 地質検査は、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ当該右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

0.3ヘクタール未満	1
0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11
10ヘクタール以上	12

- (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において行うこと。
- (3) 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

(平17規則3・平20規則31・平24規則2・平25規則20・一部改正)

(条例第11条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人)

第4条の2 条例第11条第1項第1号キ及びクに規定する規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(平25規則20・追加)

(構造上の基準)

第5条 条例第11条第1項第6号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。

2 条例第11条第2項第2号の規則で定める構造上の基準は、別表第4に定めるとおりとする。

(平20規則31・一部改正)

(構造上の基準に係る適用除外)

第6条 条例第11条第3項の規則で定めるものは、別表第2に掲げる行為とする。

(平20規則31・一部改正)

(許可等の決定)

第7条 市長は、条例第10条の許可申請があつた場合においては、許可又は不許可の決定をしたときは、特定事業許可(不許可)決定通知書(様式第7号)により当該許可を申請した者に通知するものとする。

(平20規則31・一部改正)

(変更の許可の申請等)

第8条 条例第12条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の氏名又は住所(法人にあつては名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)の変更
- (2) 法定代理人の氏名又は住所(法人にあつては名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)の変更
- (3) 条例第9条の許可を受けた者に係る次に掲げる者の変更
 - ア 法定代理人が法人である場合におけるその役員
 - イ 役員

ウ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

エ 第4条の2に規定する使用人

- (4) 現場事務所の位置の変更
 - (5) 現場責任者の氏名又は職名の変更
 - (6) 特定事業に使用される土砂等の量の変更(当該土砂等の量を減少させるものに限る。)
 - (7) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画の変更
 - (8) 特定事業区域以外の地域への排水を測定する施設の位置の変更
 - (9) 特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として、特定事業区域の区域内に設けた排水施設又は特定事業区域の区域外に設けたさくの構造の変更(排水施設又はさくの機能を高めるものに限る。)
- 2 条例第12条第3項に規定する申請書は、特定事業変更許可申請書(様式第8号)とする。
- 3 条例第12条第3項の規則で定める書類及び図面は、特定事業に係るものにあつては第1号から第7号まで、一時たい積特定事業に係るものにあつては第1号から第6号まで及び第8号に掲げるものとする。
- (1) 住民票の写し(法人にあつては、法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書
 - (2) 申請者が条例第11条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面
 - (3) 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)
 - (4) 申請者が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し
 - (5) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の住民票の写し
 - (6) 申請者に第4条の2に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し
 - (7) 第4条第2項第7号から第29号まで(第27号及び第28号を除く。)に掲げる書類及び図面のうち変更に係るもの
 - (8) 第4条第5項第2号から第8号まで(第7号を除く。)に掲げる書類及び図面のうち変更

に係るもの

4 前条の規定は、条例第12条第1項の許可について準用する。この場合において、前条中「条例第10条」とあるのは「条例第12条第1項」と、「特定事業許可(不許可)決定通知書(様式第7号)」とあるのは「特定事業変更許可(不許可)決定通知書(様式第9号)」と読み替えるものとする。

5 条例第12条第3項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、名称、代表者の氏名、役員の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 申請者が法人である場合にあつては、その役員の氏名

(3) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の氏名

(4) 申請者に第4条の2に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名

6 条例第12条第8項の規定による届出は特定事業軽微変更届(様式第10号)を、同項の規定による土地の所有者への通知は特定事業軽微変更通知書(様式第10号の2)を提出して行わなければならない。ただし、第1項第3号に掲げる者に係る市長が定める特に軽微な事項の変更については、この限りでない。

(平20規則31・平24規則2・平25規則20・一部改正)

(特定事業の着手の届出)

第8条の2 条例第13条の3の規定による届出は、特定事業着手届(様式第10号の3)を提出して行わなければならない。

(平20規則31・追加)

(土砂等の搬入の届出)

第9条 条例第14条の規定による届出は、土砂等の搬入量が5,000立方メートル以内ごとに土砂等搬入届(様式第11号)を提出して行わなければならない。

2 条例第14条の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書(様式第12号)とする。

- 3 条例第14条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書とする。
- 4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析(濃度)結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、別表第1に掲げる項目に応じ、それぞれ同表に掲げる測定方法により行わなければならない。
- 5 条例第14条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書(様式第12号の2)とする。

(平20規則31・一部改正)

(土砂等管理台帳)

第9条の2 条例第15条第1項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳(様式第12号の3)によるものとする。

- 2 条例第15条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 特定事業の許可を受けた者の氏名又は名称
 - (2) 特定事業の許可の番号
 - (3) 特定事業区域の位置及び面積
 - (4) 特定事業の許可の期間
 - (5) 特定事業に使用される土砂等の量
 - (6) 現場責任者の氏名及び職名
 - (7) 特定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の氏名又は名称及び住所
 - (8) 特定事業に使用される土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び当該工事の責任者の氏名
 - (9) 特定事業に使用される土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名又は名称
- 3 条例第15条第2項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳(一時たい積特定事業用)(様式第12号の4)によるものとする。
- 4 条例第15条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 第2項各号(第5号を除く。)に掲げる事項

(2) 特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量

5 条例第15条第1項及び第2項に規定する土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における同条第1項各号又は同条第2項各号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

6 条例第15条第1項及び第2項に規定する土砂等管理台帳は、毎年3月末日をもって閉鎖しなければならない。

7 条例第25条第4項に規定する土砂等管理台帳について、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

8 事業者が、前項各号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。

(平20規則31・追加)

(土砂等の量等の報告)

第10条 条例第15条第3項の規定による報告は、特定事業を開始した日から1月ごとに当該1月を経過した日から1週間以内(特定事業の中止をしようとするとき(当該中止をしようとする期間が2月以上であるときに限る。次項において同じ。))は当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第19条第3項、条例第20条第3項又は条例第20条の2第3項の規定による届出の時)に、特定事業状況報告書(様式第13号)を提出して行わなければならない。

2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、条例第15条第3項の規定による

報告は、前項の規定にかかわらず、当該特定事業を開始した日から1月ごとに当該1月を経過した日から1週間以内(特定事業の中止をしようとするときは当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第19条第3項、条例第20条第3項又は条例第20条の2第3項の規定による届出の時)に、特定事業(一時的積特定事業)状況報告書(様式第14号)を提出して行わなければならない。

(平20規則31・一部改正)

(地質検査等の報告等)

第11条 条例第16条第1項の地質検査は、特定事業を開始した日から6月ごと(条例第19条第3項の規定による廃止の届出、条例第20条第3項の規定による完了の届出又は条例第20条の2第3項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日)に、市長の指定する職員の立会いの上、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 地質検査は、特定事業区域を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
- (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界の中間の4地点)の土壌について行うこと。
- (3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第1号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあつては、市長が定めるところにより、第1号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1試料とすることができる。
- (4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、別表第1に掲げる項目に応じ、それぞれ同表に掲げる測定方法により行うこと。

2 特定事業が一時的積特定事業である場合にあつては、条例第16条第1項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごと(条例第19条第3項の規定による廃止の届出、条例第20条第3項の規定による完了の届出(表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該特定事業に係る完了の届出を除く。))又は条例第20条の2第3項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日)に、市長の指定する職員の立会いの上、前項に掲げる方法により行わ

なければならない。ただし、一の土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態でたい積されている場合にあつては、地質検査は省略することができる。

- 3 条例第16条第1項の水質検査は、特定事業を開始した日から6月ごと(条例第19条第1項の規定による中止の届出、同条第3項の規定による廃止の届出、条例第20条第3項の規定による完了の届出又は条例第20条の2第3項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日)に、市長の指定する職員の立会いの上、試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定める測定方法により行わなければならない。
- 4 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、条例第16条第1項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごと(条例第19条第3項の規定による廃止の届出、条例第20条第3項の規定による完了の届出又は条例第20条の2第3項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日)に、市長の指定する職員の立会いの上、試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める測定方法により行わなければならない。
- 5 条例第16条第1項の規定による報告は、特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1週間以内(条例第19条第3項の規定による廃止の届出、条例第20条第3項の規定による完了の届出又は条例第20条の2第3項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日まで)に、特定事業地質等検査報告書(様式第15号)に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。
 - (1) 検査に使用した土砂等及び排水の採取場所の位置図及び現場写真
 - (2) 第1項又は第2項の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書
 - (3) 第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び排水汚染状況測定(濃度)結果証明書(様式第16号。環境計量士の発行したものに限る。)
- 6 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、条例第16条第1項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内(条例第19条第3項の規定による廃止の届出、条例第20条第3項の規定による完了の届出又は条例第20条の2第3項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日まで)に、特定事業地質等検査報告書に前項各号に掲げる

書類及び図面を添付して行わなければならない。

(平20規則31・一部改正)

(標識)

第12条 条例第18条第1項に規定する標識の様式は、土砂等の埋立て等に関する標識(様式第17号)とする。

2 条例第18条第1項に規定する標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定事業の許可年月日及びその番号
- (2) 特定事業の目的
- (3) 特定事業区域の所在地
- (4) 特定事業を行う者の住所又は所在地、氏名又は名称及び連絡先の電話番号
- (5) 特定事業の許可の期間
- (6) 特定事業場及び特定事業区域の面積
- (7) 埋立て等に使用される土砂等の搬入予定量(一時たい積特定事業にあつては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量)
- (8) 現場責任者の氏名及び職名
- (9) 特定事業場及び特定事業区域の見取図

(平20規則31・一部改正)

(特定事業の廃止等に係る届出)

第13条 条例第19条第1項の規定による届出は、特定事業廃止(中止)事前届(様式第17号の2)を提出して行わなければならない。

2 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可年月日及びその番号
- (2) 特定事業区域の位置
- (3) 特定事業の許可の期間
- (4) 特定事業の廃止をしようとする年月日又は中止をしようとする期間
- (5) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域の構造
- (6) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

(7) 廃止し、又は中止しようとする特定事業が一時的積特定事業である場合にあっては、
一時的積特定事業の特定事業区域のうち土砂等がたい積されている面積

3 条例第19条第3項の規定による届出は、特定事業廃止届(様式第18号)を提出して行わなければならない。

(平20規則31・一部改正)

(特定事業の完了に係る届出)

第14条 条例第20条第1項の規定による届出は、特定事業完了事前届(様式第18号の2)を提出して行わなければならない。

2 条例第20条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可年月日及びその番号
- (2) 特定事業区域の位置
- (3) 特定事業の許可の期間
- (4) 特定事業の完了の予定年月日
- (5) 特定事業を完了した場合の特定事業区域の構造

3 条例第20条第3項の規定による届出は、特定事業完了届(様式第19号)を提出して行わなければならない。

(平20規則31・一部改正)

(特定事業の終了に係る届出)

第14条の2 条例第20条の2第1項の規定による届出は、特定事業終了事前届(様式第19号の2)を提出して行わなければならない。

2 条例第20条の2第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可年月日及びその番号
- (2) 特定事業区域の位置
- (3) 特定事業の許可の期間
- (4) 特定事業を終了した場合の特定事業区域の構造

3 条例第20条の2第3項の規定による届出は、特定事業終了届(様式第19号の3)を提出して行わなければならない。

(平20規則31・追加)

(譲受けの許可の申請)

第14条の3 条例第20条の3第2項に規定する申請書は、特定事業譲受け許可申請書(様式第19号の4)とする。

2 条例第20条の3第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し(法人にあっては、法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書
- (2) 申請者が条例第20条の3第4項において準用する条例第11条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (3) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書及び役員住民票の写し)
- (4) 申請者が法人である場合にあっては、その役員住民票の写し
- (5) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときにあっては、これらの者の住民票の写し
- (6) 申請者に第4条の2に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
- (7) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (8) 現場責任者であることを証する書面
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第20条の3第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 譲り受けようとする特定事業の許可年月日及びその番号
- (2) 譲り受けようとする特定事業の許可の期間
- (3) 特定事業区域の位置
- (4) 申請者が未成年者である場合でその法定代理人が法人であるときにあっては、その役員氏名
- (5) 申請者が法人である場合にあっては、その役員氏名
- (6) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときにあっては、これらの者の氏名
- (7) 申請者に第4条の2に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名
- (8) 現場責任者の氏名及び職名
- (9) 譲受けの理由

(平20規則31・追加、平24規則2・平25規則20・一部改正)

(譲受け許可等の決定)

第14条の4 市長は、条例第20条の3第1項の許可申請があった場合においては、許可又は不許可の決定をしたときは、特定事業譲受け許可(不許可)決定通知書(様式第19号の5)により当該許可を申請した者に通知するものとする。

(平20規則31・追加)

(相続等の届出)

第15条 条例第21条第2項の規定による届出は特定事業相続等届(様式第20号)を、同項の規定による土地の所有者への通知は特定事業相続等通知書(様式第20号の2)を提出して行わなければならない。

(平20規則31・一部改正)

(措置命令)

第16条 条例第22条、第24条及び第25条の3に規定する措置命令は、措置命令書(様式第21号)により行うものとする。

(平20規則31・一部改正)

(許可の取消し等)

第17条 条例第23条第1項の規定による許可の取消しは特定事業許可取消通知書(様式第22号)により、停止命令は停止命令書(様式第23号)により行うものとする。

(平20規則31・一部改正)

(土地所有者による特定事業の施工状況の把握)

第17条の2 条例第25条の2第2項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業場において、毎月1回以上、当該施工の状況が同意に当たって確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該特定事業場において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうかを自ら確認することにより行わなければならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

(平20規則31・追加)

(身分を示す証明書)

第18条 条例第27条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第24号)とする。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(四街道市土砂等による土地の埋立て、盛土又はたい積行為規制条例施行規則の廃止)

2 四街道市土砂等による土地の埋立て、盛土又はたい積行為規制条例施行規則(昭和58年規則第38号)は廃止する。

附 則(平成16年規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項第1号の改正規定(「日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、空港周辺整備機構、簡易保険福祉事業団、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構」を改める部分のうち成田国際空港株式会社及び独立行政法人労働者健康福祉機構に係る部分及び「環境事業団」を改める部分に限る。)は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第27号)

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第39号)

この規則は、平成16年12月17日から施行する。

附 則(平成17年規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に調製した用紙は、この規則の施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成20年規則第31号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第3条の改正規定及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第18条の規定により発行されている証明書は、改正後の四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第18条の規定により発行されたものとみなす。
- 3 改正後の規則別表第1の規定は、この規則の施行日以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、同日前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成14年条例第1号。以下「条例」という。)第9条の許可(条例第12条第1項の許可を含む。以下「既許可」という。)を受けている者が施行日前に条例第14条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等(当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。)についての改正後の規則別表第1の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際現に既許可を受けている者が施行日から平成20年12月31日までの間に当該既許可に係る特定事業の区域に土砂等を搬入しようとする事について、施行日以後に条例第14条の規定による届出を行う場合であつて、当該届出に係る土砂等が改正前の規則別表第1の規定による安全基準に適合していることについて施行日前に同条の規定による証明があつたとき(施行日前に、同条第1号若しくは第4号の規定による承認又は同条第2号の規定による証明があつたときを含む。)における当該届出に係る土砂等についての改正後の規則別表第1の規定の適用については、附則第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 この規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可に係る特定事業の区域内において、前3項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第16条第2項、条例第19条第5項、条例第20条第4項及び第20条の2第4項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての改正後の規則別表第1の規定の適用については、附則第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 この規則の施行日前に調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができ

る。

附 則(平成20年規則第35号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第8号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第38号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第2号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1(第2条第1項及び第2項、第4条第7項、第9条第4項、第11条第1項)

(平16規則15・平20規則31・一部改正)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリigram 以下であること。	日本工業規格 K0102(以下「規格」という。)55 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法(規格 38.1.1 に定める方法を除く。)
有機	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリigram 以下であること。	規格 54 に定める方法

六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下であること。	規格 65.2 に定める方法
素	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 15 ミリグラム未満であること。	検液中濃度に係るものにあつては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和 50 年総理府令第 31 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定する方法
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満であること。	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和 47 年総理府令第 66 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定する方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法

シスー1,2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03 ミリグラム以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下であること。	規格 34.1 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法

ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
水素イオン濃度	4.0 以上 9.0 以下であること。	規格 12.1 に定める方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成3年8月環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合においてその結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 4 水素イオン濃度の測定は、次の操作によるものとする。
 - (1) 乾土 20 グラム相当量の生土又は風乾細土を 100 ミリリットルビーカー又はポリ容器にとる。
 - (2) 純水又は塩化カリウム液 (1 N 塩化カリウム液に約 N / 10 水酸化カリウム液を加えて pH 7.0 に調整したもの) を 50 ミリリットル加える。(土:純水又は塩化カリウム液 = 1:2.5 とする。)
 - (3) (2) を振とうした後 1 時間以上静置し、この上澄み液を測定に用いる。
 - (4) 結果には pH(H₂O) 又は pH(KCl) と付記し、測定条件を明確にする。

別表第 2 (第 3 条の 4 第 8 項、第 4 条第 2 項、第 6 条)

(平 16 規則 15・平 16 規則 39・平 20 規則 31・平 22 規則 8・一部改正)

- 1 砂防法 (明治 30 年法律第 29 号) 第 4 条第 1 項の規定により砂防指定地における許可を要する行為
- 2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号) 第 29 条第 7 項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 3 土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) に基づく土地改良事業
- 4 森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 10 条の 2 の規定による許可を要する開発行為並びに同法第 31 条、第 34 条第 2 項及び第 44 条において準用する第 34 条第 2 項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為

- 5 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 6 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 7 都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 8 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項の規定による特別地域内及び同法第21条第3項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 9 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
- 10 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条の規定による許可を要する宅地造成
- 11 河川法(昭和39年法律第167号)第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 12 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為
- 13 都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 14 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- 15 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の2の規定による農用地区域内における許可を要する行為
- 16 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
- 17 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為

- 18 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項及び第67条第1項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- 19 千葉県立自然公園条例(昭和35年千葉県条例第15号)第12条第1項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 20 宅地開発事業の基準に関する条例(昭和44年千葉県条例第50号)第7条第1項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業
- 21 千葉県風致地区条例(昭和45年千葉県条例第6号)第2条第1項の規定による風致地区内における許可を要する行為
- 22 千葉県自然環境保全条例(昭和48年千葉県条例第1号)第9条第4項の規定による特別地区内における許可を要する行為

別表第3(第5条第1項)

(平20規則31・一部改正)

特定事業の構造上の基準

- 1 特定事業区域の地盤が滑りやすい土質の層があるとき、その地盤に滑りが生じないように杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地に特定事業を行う場合にあっては、特定事業を行う前の地盤と特定事業に使用された土砂等とが接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が施されていること。
- 3 特定事業の高さ(特定事業により生じたのり面の最下部(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)及びのり面(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)のこう配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該特定事業の高さの欄及び当該のり面のこう配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分	特定事業の高さ	のり面のこう配		
砂、礫、砂質土、礫質土、通常の施工性が	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事	土質試験等に基づき特定事業の構造の安定計算(以下「安定計算」という。)を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保されるこのこう配

確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土	その他	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル(特定事業の高さが5メートル以下の場合にあっては、1.5メートル)以上のこう配
	その他	5メートル以下		垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上のこう配
その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ			安定計算を行い、安全が確保されるこう配

- 4 擁壁を用いる場合の擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 5 特定事業の高さが5メートル以上である場合にあっては、必要に応じ、のり面の途中に特定事業の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝等の施設が設置されていること。
- 6 特定事業の完了後の地盤に雨水その他の浸透水によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固め等の措置が講じられていること。
- 7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹きつけ等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 特定事業区域(のり面を除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第4(第5条第2項)

(平20規則31・一部改正)

一時たい積特定事業の構造上の基準

- 1 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の

面積の区分に応じ、当該右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

3,000 平方メートル未満	2メートル以上	
3,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満		4メートル以上
5,000 平方メートル以上 1ヘクタール未満		6メートル以上
1ヘクタール以上 3ヘクタール未満		10メートル以上
3ヘクタール以上 5ヘクタール未満		14メートル以上
5ヘクタール以上 10ヘクタール未満		18メートル以上
10ヘクタール以上 15ヘクタール未満		24メートル以上
15ヘクタール以上 20ヘクタール未満		27メートル以上
20ヘクタール以上		30メートル以上

- 2 土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の高さ(のり面の最下部と最上部の高低差をいう。)が、5メートル以下であること。
- 3 土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積によるのり面のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配であること。